

別記様式第4号 議事録

令和6年4月5日公表

令和5年度 第2回東京支社入札監視委員会定例会議議事録

開催日及び場所	令和6年3月15日(金) 東京支社	
出席委員 (敬称略。委員については、 50音順。)	委員長：飯田 直久(弁護士) 委員：井上 徹(横浜国立大学名誉教授) 岡田 正則(早稲田大学大学院法務研究科教授) 長田 敦(弁護士) 南部 利之(元 公正取引委員会事務総局審査局長)	
審議対象期間	令和5年4月1日～令和5年9月30日	
抽出案件	総件数 4件	(備考)
工事(一般競争入札)	2件	
調査等(指名競争入札)	1件	
変更契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	(別紙のとおり)	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	今回の審議案件について、特に問題なく妥当と判断する。 以下4点ほど委員会から申し上げたい。 ・総合評価落札方式における技術提案内容の評価にあたっては、委員会等の審議を経て適切に実施されているが、引き続き、特定の者だけが優位となることがないように努めていただきたい。 ・設備やシステムといった機器が共通的に汎用性を持つように努力していただきたい。今回、本来であれば、対応できる者がいるにもかかわらず、特殊なものと見られてしまう部分もあると思われる所以、入札時に参加者に対して提供する仕様書などをきちんとわかるように注意していただきたい。 ・低入札価格調査は、品質の維持と下請けへのしわ寄せを防止する目的があると考える。今回、品質に関して問題はないとのことであるが、品質を維持するために人件費が適切に支出されているのかという別の視点での検証も必要と思われる。今後、事後調査を含めて今一度調査をすることで、受注者による人件費の過度な削減がないように努めていただきたい。 ・変更契約に関して、別途発注が検討できるようなものは慎重な判断をすること。	

別紙 委員からの意見・質問、それに対する回答等

1. 入札執行状況等に関する統計のとりまとめ及び分析結果の報告	
意見・質問	回答
①工事の入札不調が減少しているが、要因をどのように考えているか。また、今後の見通しはどうか。	① 公共工事全体の需給の改善が進んだこと、当社の発注量が減少したことが要因と考えています。しかしながら今後は、公共インフラの老朽化に伴う事業の増加が見込まれる中で技術者不足の深刻化が懸念されており、引き続き、不調対策が重要であると考えています。
②低入札に発生に関して、傾向や要因を分析することにより、適切な積算や業務の履行に向けた改善につなげができるものと考える。	② 入札参加者の多い業務において低入札が発生しやすく、諸経費を低減させていくケースが多く見られる状況です。ご意見を踏まえ、要因分析は引き続き、適切に行います。
③発注単位の審査に関する意見として、「登録時期を見直すこと」とあるが、どのような意見で、どのように対応したのかを委員会に共有して欲しい。	③ 今後の報告にあたって改善を図ります。

2. 入札及び契約に係る談合等不正行為等の疑義事案の報告	
意見・質問	回答
① 契約解除事案について、契約解除後の措置はどのようになるのか。	① 契約書条項に則って対応します。今回は合意解除を行っており、損害賠償請求などは行っておりません。

3. 抽出案件の審議	
(1) 工事(一般競争入札)	
工事名: 東名高速道路(特定更新等) 太田川橋床版取替工事	
① 参加者が多く競争性もある状況で入札率が高くなった要因は何か。	① 床版取替を半断面ずつ施工する事例が少ないことによる実績作りという点と、河川を跨ぐ橋梁であり民家も少なく工事実施によるリスクが小さい点など、参加者が多く競争性・入札率が高くなった理由と考えられます。
② 現行の価格評価点の算出式は、調査基準価格以上の最低入札価格を満点としているため、調査基準価格を僅かに下回った入札者が落札者となりにくいことを懸念していたが、調査基準価格を満点としたシミュレーションによる検証結果から積極的に見直す必要は無いことを理解した。	②
③ 技術評価に関して、設計計画について、落札者が 15 点でその他が 0 点となっている。この評価が客観的に正しいとする検証は必要ないのか。それから技術評価する項目並びに配点に関して客観的な基準があるのか。あるいはその基準が正しいとする事後評価を実施することは可能なのか。	③ 技術提案の評価に関しては「優・良・可」による3段階評価を行うことと併せて、客観的な評価指標や、評価点の付与方法をあらかじめ入札公告に明示しています。評価結果の検証の面では個々の工事により求める評価項目や提案内容も異なるため、事後評価などは行っておりません。
④ 誰が評価しているのか。 評価者間でのディスカッションなど内容の確認はしているのか。	④ 技術提案の評価は、入札公告に明示した評価指標に基づき、支社及び事務所の複数の評価者が評価しています。また、その評価した内容が適正であるかを技術審査会や契約手続審査委員会において、評価者以外の者が客観的に審査しております。
⑤ 他機関の事例であるが、企業に在籍する省庁の OB が、担当職員から技術提案内容の助言や技術評価点を問合せるなど、入札情報を不正に入手したとして、企業に対して独占禁止法違反に認定された事例がある。このような問題が発生しない	⑤ 技術提案の内容に関しては、入札公告時に、各評価項目において求める具体的な提案内容を明示するとともに、評価にあたっては、設計図書、共通仕様書、施工管理要領等による施工を基準として評価することを入札公告に明示していま

<p>よう、個別のやり取りがないように、技術評価基準が客観的にわかるよう公平性の問題が生じないように留意いただきたい。</p>	<p>す。また、競争参加者からの質問とその回答に関しては、全て HP などで公表しており、参加者間の公平性の問題が生じないよう配慮しております。</p>
---	--

(2) 工事(一般競争入札)	
工事名: 新東名高速道路 静岡 SA スマートインターチェンジ他 1SIC ETC 設備更新工事	
<p>① 今回の落札者は、他のスマートインターチェンジについても受注実績があるのか。また、その他のスマートインターチェンジの契約状況はどのようにになっているか。当初設置と違うメーカーが受注できるのか。</p> <p>② このような工事の発注はインターチェンジの料金所サーバ単位により区分されるのか。</p> <p>③ 基本契約締結により他の事業者が点検を含めて算入できない。ソフトウェアの独自性などあるかもしれないが、メンテナンスで技術的に他の事業者が対応できるのかが非常に重要で、多少高価となるても、そのような方針転換ができるようなものはトータルでは安くなることもあると考えられるため、今後の選定では対応を考慮する余地があるのではないか？</p> <p>④ 工期が 540 日間というのは、どのような内容で設定されているのか。</p>	<p>① 受注実績はあります。その他のスマートインターチェンジ工事において受注しているメーカーは 2、3 社だったと思います。当初と異なるメーカーでも受注可能です。</p> <p>② スマートインターチェンジを集約している料金所サーバとその配下の現地機器類単位です。</p> <p>③ 機器製造会社独自のソフトウェア等のようにその者しか対応できない当該機器の改造に関しては、対応の即時性や障害発生時の責任の所在などを考慮し、継続的に対応できるよう基本契約を締結しております。ご意見も踏まえ、引き続き機器仕様等について、検討していきます。</p> <p>④ 機器設置に要する期間の他、機器を設計製作するための期間が含まれています。また、機器製作期間は昨今の世界的な半導体不足に伴う材料調達の遅延を反映したリードタイムが考慮されていますので従前よりは多少長めとなっています。</p>

(3)調査等(指名競争入札)	
調査等名:東名高速道路(特定更新等) 堺西地区家屋事前調査	
① 調査業務において多く発生している低入札に対する改善の一つとして、積算基準の見直しも検討できないか。	① 補償業務については、当社のほかネクスコ東・西日本も同様に落札率が低い状況です。また、積算にあたっては、中央省庁で構成される中央用地対策連絡協議会において設定された積算基準により算出しております。本業務の平均落札率は概ね約50%で、中部地方整備局の昨年度の落札率は概ね約70%となっており、この状況について、協議会において情報共有するよう申し入れております。なお、来年度、補償業務に関する積算基準を公表する予定です。
② ネクスコの積算基準と国の積算基準では調査対象とする範囲や検討項目などで違いがあるのではないか。	② 国交省や他の省庁とネクスコが補償を行う考え方とは、業務内容が同一であり、同じ仕様書を使用しているので、中央用対連設定の積算基準を使用している。よって、国積算と差異はないと考えております。
③ 大手企業も応札しており、積算がおかしいという感覚ではなく、直接人件費を過度に削減しているのではないかという点が気になる。例えば、本来は2人でやる業務を1人でやっている状況があるのではないか。成果品としては問題なく出来上がっているかもしれないが、人の使い方はわからない。実態把握のための調査が必要ではないか。	③ 低入札価格調査では、諸経費の内容や下請へのしわ寄せがないか確認とともに、応札にあたって参加者に求める誓約書にも再委任した場合の見積額の減額やしわ寄せを行わないとする項目もあります。また、成果品の品質に関しては、昨年度、当支社完了した家屋調査業務(7件)の成績評定点の平均80.4点に対して、調査設計業務全体の成績評定点の平均点は82点であることからも、低入札であっても、成果品の品質の低下は見受けられておりません。

(4)変更契約	
工事名:東京支社管内 移動無線設備更新工事	
① 別工事の事業者が対応できないということでお、本件工事に追加している変更については別途発注を検討した方がよかつた	① ご指摘のような場合、緊急性があるなど、やむを得ないものに限定されており、その判断は組織的に行っております。

<p>のではないか。</p> <p>② 全体的な話として、人件費、給与の引き上げについて、政府全体で対応しようとしている情勢があり、長期契約の場合、毎年の労務単価の見直しが適正に反映されるような努力が必要であると考える。受注者に人件費を上げる必要性を申し出させる仕組みづくりをぜひ検討してほしい。申し出をしない事業者は賃上げをしていない可能性もあるため、そのような事業者に賃上げをさせ申し出をさせる協力を国などに要請していくことも必要ではないか。</p>	<p>す。今回は、新東名の開通時期が迫っており、改めて発注手続きに要する時間的な猶予がないとのことで変更契約により追加を行ったものです。</p> <p>② 毎年度の単価見直しにあたっては周知を行い、受注者からの申し出を促しているところです。しかしながら、変更契約に伴う必要書類なども多いため、申請されないこともあるようです。</p>
---	--